

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を、株主をはじめ全てのステークホルダーの信頼に応え、企業価値を持続的に拡大していくための最重要課題と認識しております。

現在、当社は監査役制度を採用しております。

当社では、執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離、権限の委譲並びに業務執行責任の明確化を進めることにより、透明性の高いスピード感のある経営の実現を図っており、今後ともコーポレート・ガバナンスの充実を目指してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	199,434,000	50.12
稲畑産業株式会社	27,282,000	6.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,829,000	3.73
日本生命保険相互会社	10,530,156	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,724,800	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	7,000,000	1.76
住友生命保険相互会社	5,776,000	1.45
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,928,230	1.24
大日本住友製薬従業員持株会	4,327,047	1.09
JPモルガン証券株式会社	2,850,245	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

住友化学株式会社 (上場:東京、大阪) (コード) 4005

#### 補足説明

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)7,000千株は、株式会社三井住友銀行が保有していた当社株式を退職給付信託に抛出したものであり、当該抛出处における同行の当社株式保有数は、1,125千株(持株比率0.28%)であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

住友化学株式会社は当社の議決権の50.22%を有する親会社であります。親会社との取引に際しての方針および考え方は次のとおりです。当社は、親会社から土地を賃借し、また原料を購入するなどしておりますが、これらの取引に際しては、一般的な市場価格を参考に、双方協議の上合理的にその価格を決定しており、市場等の変動があった場合には価格を変更できる事項を含んだ契約を締結しております。また、当社は親会社に短期貸付を行っておりますが、これは、当社の資金状況を踏まえて当社の判断で行われており、その利率については市場金利等を勘案し合理的に決定しております。親会社と当社間における重要な財産の処分及び譲り受け、並びに多額の借財等につきましては、その決定に際して、親会社以外の取引とその基準を区別することなく取締役会決議を必要としております。さらに、親会社との年間取引金額について、取引の内容毎に取締役会に報告することによって、少数株主を害するものでないことを確認することとしております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

住友化学株式会社は当社の議決権の50.22%を有する親会社であります。事業活動を行う上での承認事項など親会社からの制約はありません。動物薬事業等で親会社の企業グループと類似した事業を営んでおりますが、その事業内容に共通性がほとんどないため、経営の独自性を保っております。当社の社外監査役には親会社の元従業員を1名選任しておりますが、兼任取締役は存在せず、経営の独自性を保っております。また、当社は親会社から出向者を受け入れておりますが、これらは当社の判断により行われており当社の経営・事業活動への影響はないものと考えております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、期首や決算時に定期的に会計監査人と会合を開催するほか、必要に応じて会合を開催し、積極的に意見・情報交換を行い、効率的に監査を実施するよう努めております。

監査役と内部監査部は毎月一回会合を開催し、監査役は内部監査部より監査体制、監査計画、監査実施状況の報告を聴取する他、相互に意見交換を行うことにより緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
近藤 誠宏	他の会社の出身者	○				○				○
内田 晴康	弁護士				○					○
佐藤 英彦	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
近藤 誠宏		親会社における主な略歴は以下であります。 昭和29年3月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社)入社 平成4年1月 同社経理部長 平成7年12月 同社退社 平成8年1月 同社経理室付(同社嘱託) 平成23年6月 同社嘱託退職	近藤監査役は、親会社である住友化学株式会社の元従業員ですが当社の業務執行に携わったことはありません。 近藤監査役は、長年にわたり、住友化学株式会社の経理部門において豊富な経験を積まれるとともに公認会計士の資格も有しており、その経験に裏打ちされた会計および税務に関する幅広い知識を有していることから当社の監査役として適任と判断しました。
内田 晴康		株式会社ダイフクの社外監査役であります。	内田監査役は、日本弁護士連合会国際交流委員会委員長や公正取引委員会独占禁止懇話会委員、慶應義塾大学法科大学院教授を務められるなど、法律についての高度な専門知識を有しておられることから、当社の監査役として適任と判断しました。 内田監査役が所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間取引関係はありません。内田監査役が監査役を務める株式会社ダイフク、過去に取締役を務めた株式会社日立ハイテクノロジーズと当社の間取引関係がありますが、いずれも定常的なものであり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすような特別な関係はありません。 内田監査役は、独立性の高い監査役であります。
佐藤 英彦	○	株式会社住生活グループの社外取締役であります。 縄文アソシエイツ株式会社の社外監査役であります。	佐藤監査役は、内閣法制局参事官、警察庁長官等を歴任し、その経歴を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有していることから当社の監査役として適任と判断しました。 佐藤監査役が所属するひびき法律事務所、社外取締役を務める株式会社住生活グループ、監査役を務める縄文アソシエイツ株式会社と当社の間取引関係はありません。 また、佐藤監査役は、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ制度としては導入していませんが、取締役の報酬は以下の方針により決定しております。  
取締役の報酬は基本報酬と賞与で構成しており、基本報酬は代表取締役等の区分に応じて定める額を基準額とし、賞与は会社業績および個人業績を斟酌のうえ、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

## (個別の取締役報酬)の開示状況

一部のものだけ個別開示

### 該当項目に関する補足説明 更新

平成23年度に取締役および監査役に支払った報酬等の額はそれぞれ301百万円および90百万円であります。なお、当該金額は、当事業年度中に在任した取締役および監査役に対する報酬等であり、当事業年度に係る取締役賞与31百万円を含めた金額であります。また、監査役に支払った報酬等の額のうち、36百万円は社外監査役に対する報酬等の額であります。なお、平成24年6月22日開催の第192期定時株主総会招集通知を当社ホームページ上に公開しましたが、その中で取締役および監査役に対する報酬等の額を開示しております。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容:

取締役の報酬は基本報酬と賞与で構成しており、基本報酬は代表取締役等の区分に応じて定める額を基準額とし、賞与は会社業績および個人業績を斟酌のうえ、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。監査役の報酬は基本報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会で決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含め、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の専従スタッフとして監査役室を設置しております。監査役室では、監査役会事務局、監査役特命事項に関する業務、社外監査役への情報伝達業務を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役7名、監査役5名の構成であります。

当社では、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、月1回以上開催しております。

経営会議は、一部の執行役員で構成しており、月2回以上開催しております。経営会議では、代表取締役社長の意思決定のための諮問機関として、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営上の重要な事項を審議しています。また業務執行状況および業務執行にかかわる重要事項の共有を目的として、全執行役員で構成する執行役員会を設置しており、月1回以上開催しております。

監査役は、常勤監査役2名、非常勤監査役3名の合計5名であり、非常勤監査役3名は社外監査役であります。社外監査役は弁護士2名と、公認会計士1名であります。

平成24年6月22日に開催されました第192期定時株主総会終結の時をもって、1名の監査役が任期満了となりましたが、同株主総会で新たに同数の監査役を選任し、引き続き監査役5名体制(うち社外監査役3名)を継続しております。社外監査役の近藤誠宏氏は、住友化学株式会社の経理部門において豊富な経験を積まれるとともに、公認会計士の資格も保有しており、その経験に裏打ちされた会計および税務に関する幅広い知識を有しております。

監査役会は、月1回以上開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について、その協議と決議を行い、また取締役会付議事項の事前確認等も行っております。

当社は監査役会にて、監査方針、監査役職務の分担等を定めております。各監査役はこれに従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また重要な決裁書類等を閲覧すること等により、適法性および効率性を中心に積極的に監査しております。

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。平成23年度に業務を執行した公認会計士は小堀孝一氏、後藤研了氏および東浦隆晴氏であり、小堀孝一氏は当社の監査を担当して3年、後藤研了氏は当社の監査を担当して6年、東浦隆晴氏は当社の監査を担当して4年になります。またこの3名の公認会計士に加え、その補助者として公認会計士6名、その他8名の合計17名が監査業務に携わっております。

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査部(平成24年3月31日現在11名)を設置しております。内部監査部では、内部統制の目的を達成するための基本的な要素を、子会社を含めて、公正かつ独立の立場で監査しております。また、内部監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況および運用状況の評価を行っております。

内部監査部と監査役は、毎月1回会合を開催し、監査役は内部監査部より監査体制、監査計画、監査実施状況の報告を聴取するほか、相互に意見交換を行うことにより緊密な連携をとっております。さらに、監査役および監査役会は、期首や決算時に定期的に会計監査人と会合を開催するほか、必要に応じて会合を開催し、積極的に意見・情報交換を行っております。

また、内部監査部、監査役、会計監査人は、定期的に連絡会を開催し情報交換をするなどその連携を進めているところでありますが、あわせて三様監査連絡会の定期的な開催によりその強化を図っております。

当社では、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を推進する経理部、コンプライアンスを統括する法務部、リスク管理を統括する総務部等、内部統制を推進する部門を有しております。監査役は、各内部統制推進部門から報告を受けるほか、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針に基づき実施する取り組み状況を取締役会で報告を受け、当社のリスクマネジメントの方針等を審議するリスクマネジメント委員会およびコンプライアンス指針の作成等を行うコンプライアンス委員会に出席し、内部統制の整備および推進状況の確認を行っております。内部監査部は、各内部統制推進部門から適宜情報を入手し、内部統制の整備および推進状況を公正かつ独立の立場で監査および評価しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、現在7名の取締役に対して、3名の社外監査役を含めた5名の監査役を選任しております。平成24年6月22日に開催されました第192期定時株主総会終結の時をもって、1名の監査役が任期満了となりましたが、同株主総会で新たに同数の監査役を選任し、引き続き監査役5名体制(うち社外監査役3名)を継続しております。

全監査役と代表取締役との定期的な会合、取締役および使用人から監査役への積極的な報告および協議、監査役と会計監査人の連携、監査役と内部監査部門の連携、そして三様監査の連携等、当社は監査役による監査の実効性を高めるための環境整備に努めております。

当社では、従来から社外取締役を選任していませんが、実効性の高い監査の実施により、経営監視の客観性・中立性は確保できると考えており、本体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令で定める2週間前より1週間程度早期に発送しております。 直近の株主総会開催日：平成24年6月22日 招集通知の発送日：平成24年5月31日
電磁的方法による議決権の行使	平成21年に開催した定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法（インターネット等）を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成21年に開催した定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法（インターネット等）を採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知は、その発送日にあわせ、英訳版も含めて当社ホームページ上に掲載しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告等を行うなど、活性化のための取組みを実施しております。  株主総会議案の議決結果については、臨時報告書を提出するとともに、当社のホームページ上にもその内容を開示します。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社支店にて個人投資家向け説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成23年度は、決算発表、第2四半期決算発表にあわせて説明会を実施し、決算状況、研究開発の状況等を説明しております。また、第1四半期決算発表、第3四半期決算発表時においてはカンファレンスコールを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は海外投資家向けの説明会を定期的に開催しており、平成23年度は、6月に米国、9月に欧州の海外投資家を訪問しております。また、1月には米国にて開催された証券会社主催のカンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL： <a href="http://www.ds-pharma.co.jp/">http://www.ds-pharma.co.jp/</a> 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算発表時や中期経営計画発表時等の投資家向け説明会資料、アニュアルレポート、株主総会招集通知等を掲載しております。また、決算発表および中期経営計画発表等の説明会開催時には、英訳版も含めて音声配信を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・コミュニケーション部がIRを担当しており、担当執行役員は石田原賢、コーポレート・コミュニケーション部長は樋口敦子です。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念にて、 ・顧客視点の経営と革新的な研究を旨とし、これからの医療と健やかな生活に貢献する ・たゆまぬ事業の発展を通して企業価値を持続的に拡大し、株主の信頼に応える ・社員が自らの可能性と創造性を伸ばし、その能力を発揮することができる機会を提供していくを制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の経営理念に、「企業市民として社会からの信用・信頼を堅持し、よりよい地球環境の実現に貢献する」ことを明示し、社会・環境活動に積極的に取り組んでおります。また、CSR報告書を発行するとともに、当社ホームページ上にも公開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨宣誓しております。また、会社情報の適時開示に係る社内体制を定め、それに基づいて情報開示を行っております。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針について、次のとおり決議し、運用しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 大日本住友製薬行動宣言(実践の指針)及びコンプライアンス行動基準に基づき、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 取締役及び使用人は、この実践のため、当社の定めた企業理念、経営理念、バリュー及び行動規範に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
- (3) 中立・独立の社外監査役を含む監査役会により、監査の充実を図る。
- (4) コンプライアンスを推進する部門及び内部監査を担当する部門を設置して、取締役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。
- (5) 使用人が、法令・定款上疑義のある行為等について、直接報告・通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
- (6) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制について、担当部門を定めて、その構築・評価・維持・改善等を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報につき、当社の社則に従い、適切に保存・管理を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社則を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する基本方針を策定するとともに、各部門におけるリスクマネジメントの適正化を図る。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社則に基づいて、業務分掌、職務権限及び意思決定のルールを明確にし、適切かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。電子決裁システムの導入などを通じ、意思決定の迅速化を図るとともに、社内には各本部を設置して代表取締役からの職務執行の権限委譲を適切に行い、職務執行の効率化を図る。

#### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の運営管理に関する社則に基づき、グループ会社ごとに管理する部門、グループ会社運営管理を統括する部門を設定して、グループ会社の経営・業務執行状況の把握・管理に努めるとともに、事業遂行のための適切な支援を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、監査役の職務を補助するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人1名以上を監査役室に配置する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に報告すべき事項及び報告の手続を定めるルールを整備する。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に会合をもつこと等により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための環境整備に努める。

#### 9. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には断固たる行動をとる」ことを基本方針とし、その旨大日本住友製薬行動宣言及びコンプライアンス行動基準に明文化しております。また、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針にも反社会的勢力の排除に取組むことを明記しております。

当社では、反社会的勢力とはいかなる取引も行わない等、排除するための取組みを進めています。また、総務部を対応統括部署とし、所轄の警察署、企業防衛対策協議会、暴力追放推進センター等の外部専門機関との連携を緊密に行い、具体的な関係情報に基づいた社内での注意喚起等、啓発活動を行っております。



## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

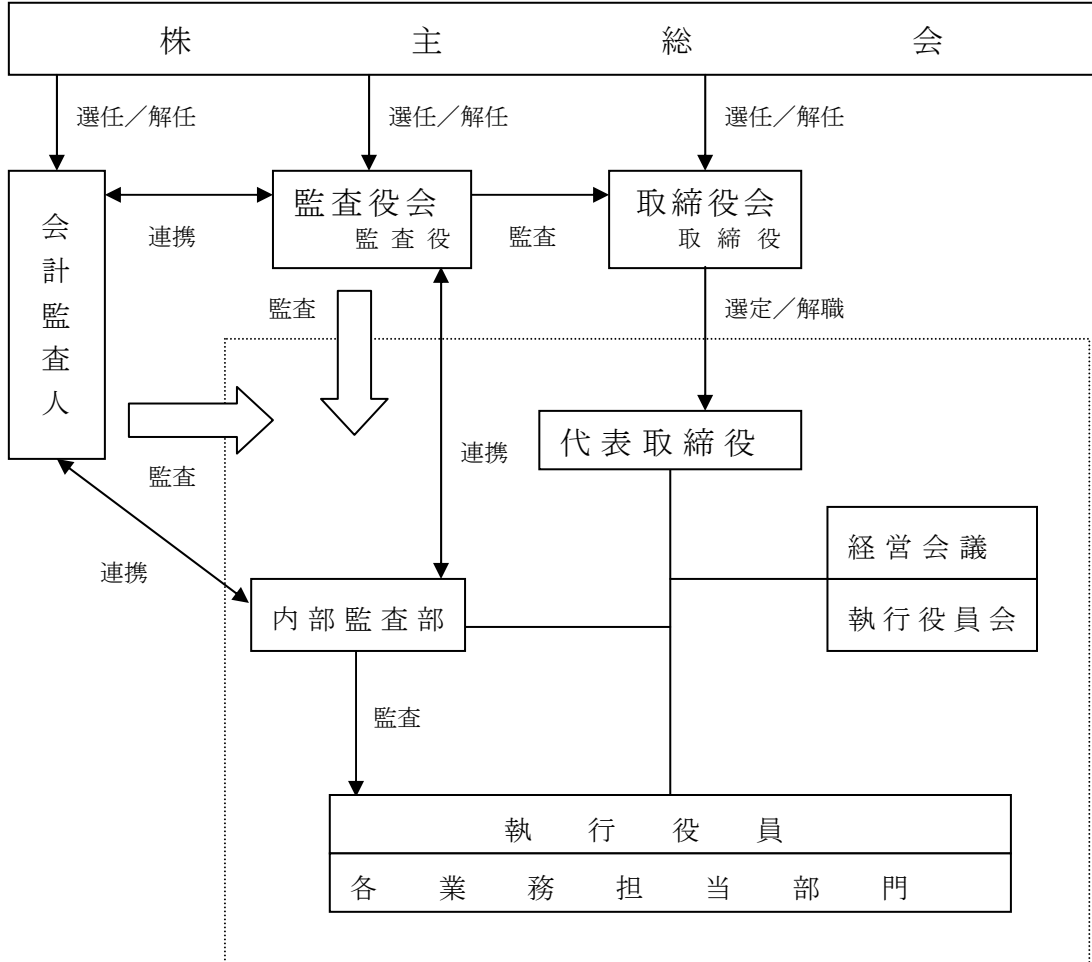
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

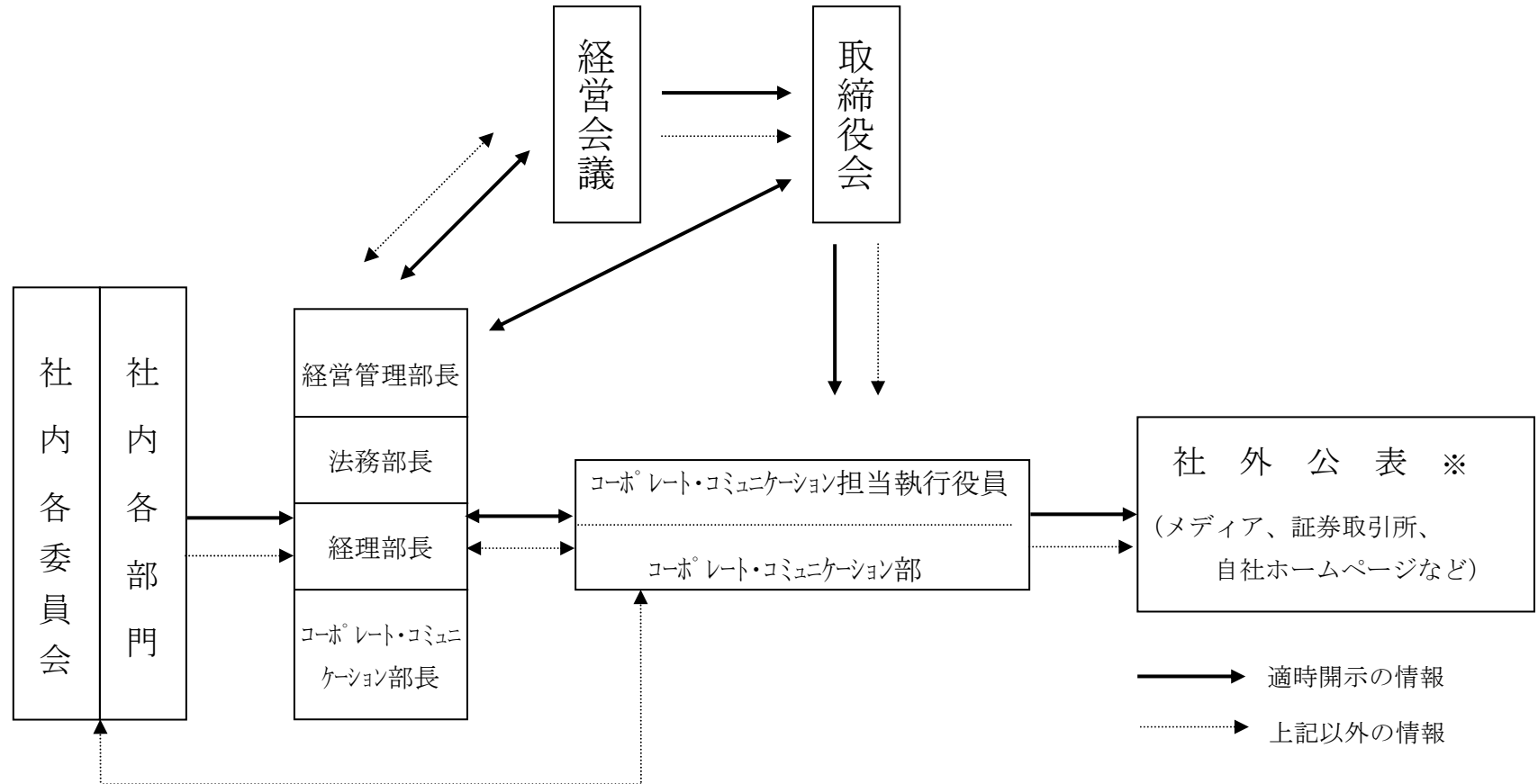
当社は親会社をはじめ安定株主が多いこともあり、現在特別な措置は講じておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



※ 公表方法：情報の内容により資料配布、会見などを選択